

議員提出第6号

売春防止法並びに風俗営業法を改正し、性産業に対する実効的な法規制強化を求める
意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和8年9月18日

提 出 者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

賛 成 者 吉川市議会議員 岩崎 小百合

〃 遠藤 義法

吉川市議会議長 小野 潔 様

提 案 理 由 口 頭

売春防止法並びに風俗営業法を改正し、性産業に対する実効的な法規制強化を求める意見書

売春防止法（以下「売防法」という。）は「売る側」「買う側」双方の「売春（性交）」を禁止し、「売る側」の勧誘やあっせん、「管理売春」を処罰するが、「買う側」には処罰がない。そこで、国は法務省に売防法などを改定し、性売買での「買う側」への処罰導入をめぐる「売買春に係る規制の在り方検討会」を設置した。

性を買うことは、買われた側の心と体に深刻な傷を与え、尊厳を侵害することである。本来、性的行為は互いの信頼や対等な関係の上に成り立つ「性的合意」の下で行われるべきものである。自ら納得の上で性を売っているとの論があるが、他に生きるすべのない貧困・虐待・障害などの困難を抱える女性たちは性を売らざるを得ないのである。その女性たちへの支援が不十分な現状で、「売る側」の自己責任や「好きでやっている」との論には正当性がない。本来は被害者である「売る側」の女性たちが処罰を恐れて被害を訴えたくてもできない現状を改めなければならないのである。「売る側」への処罰をなくし、むしろ保護と支援を充実すべきである。

18歳未満の児童を対象とした児童福祉法や児童買春・児童ポルノ禁止法では、既に「買う側」が処罰対象となっている。相手が18歳未満であろうが、また、それ以上の年齢であろうが、お金で相手の性を支配する暴力性、人権侵害に違いはない。売防法でも「買う側」を処罰対象とすべきである。性を買うのは許されざる性搾取・人権侵害であることを社会の認識にし、実効性がある性売買防止の法改正とするには「買う側」への処罰化が必要である。

風俗営業法（以下「風営法」という。）は売防法が禁じる「売春（性交）」以外のあらゆる性的行為を合法としているが、密室での「売春（性交）」は黙認されている。「性交類似行為」という名目で営業を行っている性風俗店が事実上、売買春の大きな抜け道となっており、それらの性風俗業は巨額の利益を上げている。売防法と共に風営法も改正し、性交類似行為も「性売買」に含むと定義し直し、性売買業を厳格に禁止しなければ、性搾取を受け、尊厳を侵害される女性たちをなくせない。

よって、政府においては、「売る側」の非処罰化、「買う側」への処罰化、「売る側」への保護・支援の充実を柱とする法改正を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月18日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

法務大臣

国家公安委員会委員長

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）